

令和7年度(令和6年分) 所得税、市・県民税 税額算出参考資料

◆ 所得税と市・県民税の控除に関する事項 ◆					◆ 公的年金所得計算表 ◆ ※公的年金以外の所得1,000万円以下の場合		
所得 税		市 県 民 税			年齢	公的年金収入金額	公的年金の雑所得金額
生命保険料 (A) 新制度 (B) 旧制度 (円未満切上)	Aの金額	控除額	Aの金額	控除額	65歳以上 (S35.1.1生 以前)	330万円未満	収入金額-110万円
	20,000円以下	全額	12,000円以下	全額		410万円未満	収入金額×0.75-27.5万円
	40,000円 "	1/2+10,000円	32,000円 "	1/2+6,000円		770万円未満	収入金額×0.85-68.5万円
	80,000円 "	1/4+20,000円	56,000円 "	1/4+14,000円		1,000万円未満	収入金額×0.95-145.5万円
	80,000円超	40,000円	56,000円超	28,000円		1,000万円以上	収入金額-195.5万円
	Bの金額	控除額	Bの金額	控除額	65歳未満 (S35.1.2生 以後)	130万円未満	収入金額-60万円
	25,000円以下	全額	15,000円以下	全額		410万円未満	収入金額×0.75-27.5万円
	50,000円 "	1/2+12,500円	40,000円 "	1/2+7,500円		770万円未満	収入金額×0.85-68.5万円
	100,000円 "	1/4+25,000円	70,000円 "	1/4+17,500円		1,000万円未満	収入金額×0.95-145.5万円
	100,000円超	50,000円	70,000円超	35,000円		1,000万円以上	収入金額-195.5万円
①新一般(A)+旧一般(B)(上限4万円)と旧一般(B)を比較して高い方 ②介護医療(A) ③新個人(A)+旧個人(B)(上限4万円)と旧個人(B)を比較して高い方 ※控除額…①+②+③(上限12万円)		①新一般(A)+旧一般(B)(上限2.8万円)と旧一般(B)を比較して高い方 ②介護医療(A) ③新個人(A)+旧個人(B)(上限2.8万円)と旧個人(B)を比較して高い方 ※控除額…①+②+③(上限7万円)			◆ 給与所得計算表 ◆		
					給与等の収入金額	給与所得の金額	
					551,000円未満	0円	
					1,619,000円未満	収入金額-550,000円	
					1,620,000円未満	1,069,000円	
					1,622,000円未満	1,070,000円	
					1,624,000円未満	1,072,000円	
					1,628,000円未満	1,074,000円	
					1,800,000円未満	(収入金額/4) × 2.4+100,000円	
					3,600,000円未満	(収入金額/4) × 2.8-80,000円	
					6,600,000円未満	(収入金額/4) × 3.2-440,000円	
					8,500,000円未満	収入金額 × 0.9-1,100,000円	
					8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円	
地震保険料 (円未満切上)	①地震	全額	50,000円以下	1/2			
			50,000円超	25,000円			
	②旧長期	全額	5,000円以下	全額			
			20,000円以下	1/2+2,500円			
			20,000円超	10,000円			
①+②=50,000円まで		①+②=25,000円まで					
※1つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方							
小企	全額		全額		◆ 所得控除(本人該当)の適用条件 ◆		
社保	全額		全額		寡婦、ひとり親・勤労学生 【R6.12.31時点】		
国民年金	月額 (令和6年)		年間納付額		・寡婦…合計所得500万円以下、離別で子以外を扶養している女性または死別の女性。		
	基本の納付額	1~3月 16,520円	4~12月 16,980円	202,380円	・ひとり親…合計所得500万円以下、離別、死別、未婚で子を扶養している。 ※扶養は、税扶養に当たらない生計同一の子(所得48万円以下、他に扶養されていない)を含む。		
	・付加年金加入や前納による割引等があるので、上の額と一致するとは限らない。				・勤労学生…合計所得75万円以下で、給与以外の所得が10万円以下 給与収入のみ130万円、年齢要件なし		
	・保険料は、年金事務所等の控除証明書、保険料の領収書などで確認する。 ・農業者年金は人によって掛金が異なり(20,000~67,000円)、証明書もないので通帳等で確認する。						
配偶者特別控除額の早見表 本人の合計所得額900万円以下の場合							
合計所得		控除額	合計所得		◆ 扶養親族の適用条件 ◆		
48万円を超え95万円以下		38万円	48万円を超え100万円以下		合計所得48万円以下 (給与収入のみ 103万円、65歳以上で公的年金のみ 158万円)		
100万円以下		36万円	100万円以下		◆ 市・県民税の税率 ◆		
105万円 "		31万円	105万円以下		市・県民税の税額=均等割額+所得割額		
110万円 "		26万円	110万円 "		均等割(年額) 4,000円 (市3,000円、県1,000円)		
115万円 "		21万円	115万円 "		所得割(総所得に対する税率) 10% (市6%、県4%)		
120万円 "		16万円	120万円 "		森林環境税(年額) 1,000円 R6年度から徴収 国税		
125万円 "		11万円	125万円 "		★市・県民税が非課税となる要件		
130万円 "		6万円	130万円 "		①障害者、未成年、寡婦、ひとり親 【R6.12.31時点】 合計所得135万円以下 (給与収入2,043,999円以下) 未成年者…H19.1.3以後に生まれた者		
133万円 "		3万円	133万円 "		②均等割非課税所得		
配当(税額控除)	(課税総所得金額等1,000万円以下の場合) 剰余金の配当…10% ※ 剰余金=純資産-資本金 特定証券投資信託の収益の分配…5%		(課税総所得金額等1,000万円以下の場合) 剰余金の配当、特定株式投資信託の収益の分配等…市民税 1.6%、県民税 1.2% (1円未満切り上げ)		本人のみ 380,000円以下		
	① (A) 総所得金額等×5% (B) 10万円 (支払った医療費の額-補てん金額)-(A)(B)のいずれか少ない方の金額(最高限度額200万円) ②セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 (実際に支払った特定一般医薬品等購入費の合計)-(補てん金額)-12,000円(最高限度額88,000円)				扶養親族ありの場合 280,000円 × (本人+扶養親族の数) +268,000円以下 ※年少扶養含む		
医療費	① (A) 総所得金額等×5% (B) 10万円 (支払った医療費の額-補てん金額)-(A)(B)のいずれか少ない方の金額(最高限度額200万円) ②セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 (実際に支払った特定一般医薬品等購入費の合計)-(補てん金額)-12,000円(最高限度額88,000円)				③所得割非課税所得 扶養親族なしの場合 450,000円以下 扶養親族ありの場合(年少扶養含む) 350,000円 × (本人+扶養親族の数) + 420,000円以下		
	①②のいずれか多い方の金額 ① (損害金額+災害等関連支出金額-保険金等補てん金額)-(総所得金額等×10%) ② (災害関連支出の金額-保険金等補てん金額)-5万円						

◆ シルバー人材センター配分金

- その他雑所得(家内労働者等の特例適用経費55万円)
- ※ 給与所得・事業所得・その他雑所得で経費がある場合は、55万円からその分を差し引く。
(55万円-給与所得控除、事業所得等の必要経費の合計額=使える経費)
- ※ 不動産所得の必要経費は、55万円経費から差し引かない。
- ◆ 外交員報酬、内職 → 営業所得(家内労働者等の特例適用 経費55万円)

令和6年度 米支払単価(税込60kg当り)

コシヒカリ	ハナエチゼン他	※10a=1000m ² =1反
1等級 19,200円	1等級 18,000円	イケカリ、あきさかり、キヌカリ、日本晴、ひとめぼれ、ミルキークーン、春陽、花キラ、フタカリ、みつひかり、夢いっばい、夢ごこち、はえぬき、ほむすめ舞
2等級 18,200円	2等級 17,000円	
3等級 17,200円	3等級 16,000円	

米支払単価は、JA広報誌『ふくふる2月号』(2月発行)に掲載されている数値を引用

◆ 所得税の税率 ◆ (100円未満切捨)

課税される所得金額	税率(%)	控除額
195万円未満	5	0円
195万円以上	10	97,500円
330万円以上	20	427,500円
695万円以上	23	636,000円
900万円以上	33	1,536,000円
1,800万円以上	40	2,796,000円

◆ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

- その年の給与等の収入金額が850万円を超え、次の要件のどれかを満たす。
- ①本人または扶養親族(配偶者含む)が特別障害者
- ②扶養親族が年齢23歳未満
- ※この場合の扶養親族は、税額算定に申告していなくてもよい。重複可。